

公益認定等委員会だより

第38号 平成27年1月6日発行

公益認定等委員会 発行



あけましておめでとうございます。

公益認定等委員会では、引き続き、皆様の公益活動に掲げる想いを受け止め、迅速な審査を進めるとともに、「法人との対話」などを通じて、公益法人の活動の積極的な情報発信に努めてまいります。また、今月は北海道東北及び九州ブロック会議の際に訪問した法人を御紹介します（参考記事4～5ページ）



③公益社団法人
あおり農林業支援センター



④公益財団法人
肥後の水とみどりの愛護基金

目次

- P.2 委員長 新年の御挨拶
- P.3 消費税制上の特定収入に係る特例措置
- P.4 委員の法人訪問記
 - ③公益社団法人
あおり農林業支援センター
- P.5 ④公益財団法人
肥後の水とみどりの愛護基金
- P.6・・・申請サポート・法人運営相談
公益法人の活動紹介募集

○公益社団法人あおり農林業支援センター

農地の有効利用、農林業の担い手の育成・確保、農業構造の改善、農林業や農山村の振興に資する事業等を実施することにより、青森県の基幹産業である農林業の持続的な発展に寄与することを目的としている法人です。

○公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金

熊本の水とみどりの保全の啓発・助成活動を行い、県民の水保全についての関心と実践行動を呼び起こすことを目的として顕彰事業、セミナー等の開催、植樹・水田湛水等を行っている法人です。

12月末現在の法人数等

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数(注)
内閣府	社 団	775	103	1,080
	財 団	1,562	297	941
都道府県	社 団	3,300	95	5,318
	財 団	3,643	388	3,166
合 計		9,280	883	10,505

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成26年12月31日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



内閣府



新年の御挨拶

公益認定等委員会委員長
山下 徹



新年おめでとうございます。

始めに、日々公益活動に取り組まれている公益法人関係者の方々に心より敬意を表しますとともに、公益法人制度に御理解を賜り、温かい御支援をいただいている国民の皆様にご挨拶申し上げます。

さて、昨年は、新制度への移行期間が終了して初めての1年でした。公益法人制度は、新制度への移行そのものが課題であった段階から、公益認定法が掲げる「民による公益の増進と活力ある社会の実現」という理念に近づくため何をするかが課題となる新たなステージに移りました。新制度への全面切り換えは、これからその真価が問われます。

公益活動の進展と増進は、委員会としても大きな関心事項です。このため、委員会は、昨年「法人との対話」の活動方針を打ち出しました。そのポイントは、「民による公益の増進」という共通の目標のため、関係者が積極的に意思疎通を図る点にあります。

取組の中心となる直接の「対話」として、昨年7月には「寄附文化の醸成」をテーマに公益法人やNPO法人に関係する有識者とのラウンドテーブル形式のディスカッションを開催しました。

——昨年の討議では、公益法人やNPO法人などの非営利セクターが連携し、公益活動・市民活動に社会の関心と注目を集めていくための機運醸成の機会を、両制度の施行された12月を念頭に設けてはどうか、若い力も引き付けるような視点を取り入れ、例えば、公益フェスティバルのような、わくわくするようなイベントを企画実施してはどうか、といったアイデアが提起されました。当日の討論参加者からは、こうしたアイデアを民主導で検討することこそ「民による公益の増進」の趣旨に合うという趣旨の御意見が述べられました。重要な御示唆であり、関係者による今後の構想の具体化と展開に大きな期待を抱いているところです。——本年はさらに、都道府県の合議制機関の委員も交え、「民による公益の増進」について、オープンに未来志向で語り合う場の開催を検討したいと考えています。

「民による公益の増進」のためには、制度の一層の定着が必要です。公益認定法及び一般法人法は、法令と定款の下、各法人が自己規律を発揮し、自ら適切に法人運営を行うことを前提としています。法令が定める基準や仕組みの意義を公益法人関係者自らが十分意識した上で実践していただくことが重要です。委員会としても、事業年度の法人運営サイクルに合わせたタイムリーな情報提供やセミナーの開催により、適正な法人運営の支援に取り組んでいきます。

冒頭にも申し上げた公益認定法の掲げる理念を実現していくためには、公益・非営利活動が社会で果たしている役割や実績を社会に向けて積極的に発信し、広く国民に知っていただく様々な機会を提供することが重要です。制度の垣根を越え、官民が協力して連携を具体的な形にしていけることができるか、試金石であろうと思います。

本年が公益法人にとって実り多き新たな始まりの年、飛躍の年となりますよう、心より祈念いたします。

平成27年1月1日



知っていますか？

一定の場合に公益法人の消費税負担が軽減されます！

平成26年4月から、募集要綱等においてその全額の使途が助成などに限定されているものであって、募集開始前に行政庁に確認を受けている寄附金については、公益法人が納付する消費税額計算上の特定収入から除外することとされました。

一般的に、消費税の納付税額は以下の計算式で計算されます。

$$\text{納付税額} = \text{課税標準額に対する税額} - \left(\text{課税仕入れ等の税額} - \text{特定収入(注 寄附金を含む。)に係る課税仕入れ等の税額} \right)$$

■例えば・・・ 募集した寄附金の全額を他団体への助成に使用するケース

＜事例＞公益法人A(課税売上5,400万円、課税仕入れ3,240万円、寄附金(使途の全額が課税仕入れ等以外に限定されており、募集開始前に行政庁の確認を受けたもの)1,250万円の場合) ※一般課税方式(全額控除方式)で算定した場合

制度施行前 寄附金は特定収入に該当するため、納付税額は以下のようになります。

$$\text{納付税額} = \text{課税標準額に対する税額} - \left(\text{課税仕入れ等の税額} - \text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} \right)$$

208万円 = 400万円 - (240万円 - 48万円)

※課税仕入れ等の税額に、法人収入全体(税抜き)における寄附金額の割合を乗じて得た額
 $240\text{万円} \times 1,250\text{万円} / (5,000\text{万円} + 1,250\text{万円}) = 48\text{万円}$

！ 寄附を受けたことにより、法人収入全体に占める寄附金額の割合に応じて、仕入控除できる税額が減少
➡ 納付する消費税額が増加

制度施行後 行政庁の確認を受けた寄附金は特定収入から除外されます。

$$\text{納付税額} = \text{課税標準額に対する税額} - \left(\text{課税仕入れ等の税額} - \text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} \right)$$

160万円 = 400万円 - (240万円 - 0万円)

！ 全額を他団体への助成に使用することが募集要綱等で明らかにされているなど要件を満たすことにつき、行政庁の確認を受ける
➡ 消費税額が増えない

対象となる寄附金の主な要件

- ① 寄附金を募集する主体が公益社団法人又は公益財団法人であること
- ② 寄附金が特定の活動に係る特定支出※のためにのみ使用されること

※(特定支出の具体例)支払助成金、支払寄附金など。なお、寄附金の一部であっても募集経費又は管理費に使用する場合には、当該部分だけではなく、寄附金の全体が対象になりません。

- ③ 寄附金が期間を限定して募集されること
- ④ 寄附金が他の資金と明確に区分して管理されること



上記を全て満たすことが、寄附金募集要綱等で明らかにされていることについて、募集開始前に**行政庁の確認**を受ける必要があります。

手続の詳細は、公益法人informationに掲載している「特定収入に該当しない寄附金に係る確認(公益法人が納付する消費税関連)～申請の手引き～」を御覧ください。
https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/zei_koeki.html

※確認後は寄附金の使途等について制約が生じ、確認時の使途と異なる使途に使用する等一定の場合には、認定法上の報告徴収等の対象になる可能性があります。「申請の手引き」をよく御確認ください。

公益社団法人 あおもり農林業支援センター

本年10月31日に青森県で開催された公益法人担当北海道東北ブロック会議に際し、公益認定等委員会の小森委員が「公益社団法人あおもり農林業支援センター」を訪問しました。その様子を紹介します。

公益社団法人
あおもり農林業支援センター

農地の有効利用、農地の担い手の育成・確保、農業構造の改善、農林業や農山村の振興に資する事業等を実施することにより、青森県の農林業の持続的な発展に寄与することを目的としており、青い森農林振興公社から事業を継承して業務を開始されました。

主な事業として、農地中間管理事業、農地売買等事業、畜産基盤整備事業、農林業の担い手育成事業を実施されています。

<http://www.aoimori-norin.jp/>

青森県の農業は、米、野菜、リンゴ、畜産の生産高が均衡しており、1戸当たりの農家の規模が北海道について大きいものの、農家の高齢化が進んでいる状況です。ここ数年は、経済状況もあり農家を希望される方も増えました。今後とも、担い手に対するサポートとなる諸制度を紹介し、担い手を確保することが継続的な課題であるとのことでした。

意見交換の中心となったのは、今年3月から始まった**農地中間管理事業**です。この事業は国の制度改革の一環です。農家からの反応は大きく、法人からも関心を寄せられているとのことでした。**農地中間管理事業**の推進に関する法律等に基づく国の制度を推進する立場として、理事長は「制度の周知に力を入れて、多くの出し手と担い手の方に利用していただくことが必要である。」と述べました。公益法人として**農地中間管理事業**を進めていくために、農地中間管理機構に対する法令や運用要件を満たしつつ、自主的・自律的なガバナンスに努めて法人を運営しているとのことでした。

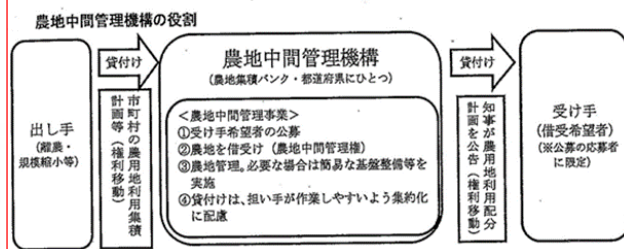
農地中間管理事業

平成26年3月に農地中間管理機構の指定を受けて事業を開始されています。出し手から借り受けた農地を担い手への集積と、ほ場の集約化に配慮して貸し付けるほか、必要に応じて簡易な整備や管理を行い農地の有効活用を図ることにより、農業生産の構造改革の推進と低コスト化を目指すものです。



農地中間管理事業のPRの様子

【農地中間管理事業の仕組み】



農地売買等事業

担い手の経営規模拡大等を支援していくために、これまでの農地保有合理化事業を、農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業に名称変更して、これまでと同等の内容で実施するものです。

公社営畜産基盤整備事業

効率的かつ安定的な畜産経営の確立と畜産の主産地形成を図るため、市町村からの委託を受け、あおもり農林業支援センターが事業主体となって実施するものです。

青年農業者等育成センター事業

将来の担い手確保につながるように、就農相談、就農関連情報の提供、農業研修生に対する青年就農給付金の給付などを実施し、新規就農を促進するものです。

林業労働力確保
支援センター事業

新規就業者の確保、林業労働力の熟練化による資質の向上、労働条件や雇用管理の改善に努めながら、人材の確保・育成に取り組むものです。

林業雇用改善推進事業
(厚生労働省受託事業)

専任のアドバイザーを配置し、新たに林業へ就業を希望する方に対して情報提供や、林業事業体の雇用管理に関するセミナー等を行うほか、林業事業体の雇用管理のモデル作成や雇用情報の労働局等への提供を行うものです。

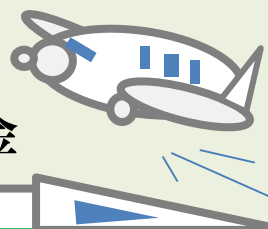
稲わら流通コーディネーター事業
(青森県委託事業)

稲わらの有効利用の促進と焼却防止のため、「稲わら流通コーディネータ」を設置し、稲わら販売農家と、買取を希望する畜産農家とのマッチングに取り組むとともに、稲わらを一時保管するストックヤードを運営するものです。

その他の事業や公益法人制度についても意見交換を行い、諸制度を推進する公益法人が抱える現場課題について理解を深めるとともに、農業の振興、担い手の確保に対する真摯な姿勢が印象に残った訪問でした。

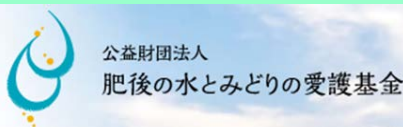


委員の法人訪問記④



公益財団法人 肥後の水とみどりの愛護基金

本年10月27日に熊本県で開催された公益法人担当九州ブロック会議に際し、公益認定等委員会の雨宮委員長代理及び門野委員が翌28日に、「公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金」を訪問しました。その様子を紹介します。



熊本の地下水と法人活動

本法人は、質・量ともに全国有数の地下水涵養地域である熊本地域にあって、①水資源の保護、汚染防止、緑化推進に係る顕彰・助成事業、②水資源の涵養・保全・節水等に関する啓発活動、③水資源涵養のための森林の運営・管理事業、④水資源涵養のための水田等の湛水事業、及び⑤文化事業を実施しています。啓発事業としては、水資源に係る映像や冊子を学校等に配布しており、2013年3月に、熊本市が国連「生命の水」最優秀賞を受賞したこともあり、本法人で英語版の映像も作成しているとのことでした。



日本名水百選：轟水源



平成の名水百選：南阿蘇村湧水郡



日本名水百選：菊池水源



植樹の様子



啓発事業：水資源に係る冊子

また、本法人は阿蘇外輪山の森林での植樹活動や、耕作放棄地を棚田として再生する水田湛水事業を実施しています。その際、科学的に検証し、学術的な担保を得ることが重要であること、植樹や田植え・稲刈り等の活動参加に伴いこの活動への愛着が湧き、法人への寄附につながる場合もあるとのことでした。



今後の課題と目標

訪問に際しては、本法人の吉津常務理事、津下事務局長及び小島事務局長代理に法人運営上の課題や今後の事業の目標を尋ねました。

今後は財源の幅を広げ、財務運営の自律性・継続性を確保したいとの発言や、わざわざミネラルウォーターを購入している若年層への啓発事業に取り組むことが重要である発言もありました。

また、耕作放棄地の活用には、手続上の要件や、台風や鳥獣による被害もあり、難しい側面もあるとのことでした。



意見交換の様子



阿蘇外輪山

今回の法人訪問では、地域の特性を活かし、民間の資金を活用して、地域に根差した活動を実施している事例を伺うことができ、充実した訪問となりました。



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「[公益法人information](#)」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口■

<窓口相談>(要事前申込)

●1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「[公益法人information](#)」で募集しています。

※2月の窓口相談は1月8日(木)まで募集中です。

電話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

メール sodan-juri@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669

時間 平日10時~16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人■

<民間の専門家を活用した相談会>

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。1月下旬、2月の開催日程は下記のとおりです。(詳細は[公益法人information](#)を御覧ください。)

◆1月26日(月) 大阪府(申し込み受付中)

◆2月13日(金) 東京都で開催予定(近日受付開始)

◆2月26日(木) 東京都で開催予定

■その他のサポート■

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

■テーマ別セミナーの開催(要事前申込)

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■1月29日(木)・30日(金)

「定期提出書類の作成上の留意事項(仮)」

実際に書類の作成を担当される事務局職員の方等を対象に、実務的な解説を実施します。

詳細は[公益法人information](#)をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

電話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

メール sodan-juri@cao.go.jp



募集!

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行)及び「[公益法人information](#)」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください!

現在は、78法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。



●「[公益法人information](#)」トップページから、公益法人の活動紹介を御覧ください。活動紹介を希望する法人を随時募集しています。

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係



電話 : 03-5403-9524

e-mail : koueki-info@cao.go.jp